

松屋外集 (版下本)

卷之五上

15
401
2



15
1401
2

昭和三十二年二月十六日
高田早苗

松屋外集

卷之五上



二十四番

○松屋外集

松屋外集卷之五

目錄

○第一武藏國一宮氷川神社

○乗猪驛

○第二男女頭髮考

○乳兒

○嬰孩

○赤子

○胎髮

○剃刀

○髻

○須々寸

○次と云詞

松屋外集卷之五

目

松屋外集卷之五



○鳴髪ナルカミの祝
○手懸テケ

月小葉

○手童見テワラハ ○おどろの髪ウツクシ ○おは髪オハカミ

○散切髪サンキリ ○髪置カミオキの祝 ○垂髪ツリカミ

○和良波ワラハ ○男童ヲラコ ○女童メラコ ○童女ヲラメ

○わな葉ワナハ ○こけ ○やろく

○女佐之メザシ ○額髪カデカミ ○おん髪オンカミ

○深翦フカキリ ○尻シラ ○垂尻ツリシラ ○振分髪フシバカミ

○髻髪ウナキ ○中童子ナカウシ ○童隨身ヲラバズキジン

○放髪ウチサバ ○放髪ハルカミ ○項コノ ○宇奈已夫ウナナキ

○頸根ウナネ ○うたのゝゝ ○ほんのゝゝ

○為キとふ詞 ○小放コハル ○たぐをぬこ

○總角ソウカク ○瓠花コウカ ○加夫呂頭カフロカミ

○髮長童カミナガヲラコ ○美豆良ミマメラの髪 ○鬢類ヒンラ

○額髮結カデカミムス ○やげびつ ○唐輪カラワ

○女子結髮コノメムス ○しな一髪 ○元服ゲンボク

上鬢類ウヘヒンラ 下鬢類シモヒンラ

公屋外集五

月

ツクリ
 髪を扱
 女のえ服
 髪を扱
 猪油
 油虫

ツクリ
 月代
 髪を扱
 女のえ服
 髪を扱
 猪油
 油虫
 ツクリ
 髪を扱
 女のえ服
 髪を扱
 猪油
 油虫

松屋外集卷之五

華頂殿亞老平小山田與清著

江 戸 陪 後 源 禰 田 清 常 校

第一武蔵一宮氷川神社

武藏國の一宮ハ延喜神名式ニ足立郡氷川神社
 名神大月次新嘗とありて名神八名たりて靈驗
 の神也義大ハ大社なり月次ハ月次祭新嘗ハ新

嘗祭ナリふく朝廷のマふて、その二、祭字國司とめ
 行ふよりなるも、一宮といふ事、あがれる世よりき
 こえねど、七百年をさるる以前の書よりし、一宮、
 二宮、三宮、四宮、など名えゆれんことおむる後
 乃世の定サダふりあり、諸國一宮記をさるる、ふるく
 なる書とはおもはれぬ、此氷川の社のあり所、
 今ハ大宮宿オホミヤノシヨといふ、たゞ、たゞ、乗ノリ漕カウとていひたる。

上天沼下天沼カミアマノマミノシモアマノマミとて、大宮ふはぎきたる村名存ツクる。
 續日本紀の景雲二年三月の条に、武藏國ムサシノクニ乗漕ノリカウ驛
 あり、乘ハ剩ノリふ通トひ、剩田ノリノ、餘田ノリノの事なるを思
 ひ合アヒとも、あるぬまを訓ツケづれば、たゞ、神位カミノイハ、
 從五位下ツクニノミなるも、貞觀元年、正月廿七日、從五
 位上、同五年、六月八日、正五位下、同七年、十二月、廿
 廿一日、從四位下ツクニノミ、越階ツクニノミ、同十一年、十一月十九日、

正四位下子越階。元慶二年十二月二日二正四位上子昇進せしむ。三代實錄、類聚國史、たゞし
乃ゆ、寛平九年、天慶三年、天曆六年、永保元年、
永治元年、治承四年、元暦二年、文治三年、建仁元年、
弘長元年、建治元年、永徳元年、合せし十二度天下
乃諸神子位一階子授給つる、本朝世記、日本
紀畧、百練抄、源平盛衰記、諏方縁起、革曆勘文、園大

曆、内局柱礎抄、大倭神社、注進状、大神宮、諸雜事記、
尾張國、神名帳、諸神記、廿二社注式、諸社根元記、な
とふ、みえ、その中、一國子限りたる、社数子定て
授られたる、正一位の極位キ至イたる、
と疑なり、神階子虚封實封あれば、位階のあり
位田子附られたる、名のあり、有づけ
とぞ、今ハいふ、太田道灌

慕京集に氷川社奉納の和歌をみえられ侍りて
残雪といふるゆゑあり。

おんらくのみ字はみきくふきやう
そふいさぎぞしるきよゆきやう乗漕の驛
延喜兵部式の驛名ふんえやれど後郷たむ
小變とるふや和名抄に載られぬるハ郷司ある
里のふやとおふゆやれば歴史よりれの色みえ

国郡郷保庄村
名号
天橋紀聞と書

たる里の名は和名抄に洩るはおちりも郷里
ハ同事ふて郷司を以れり古の里長やう出雲
風土記に依靈龜元年式改里為郷と有と考て知
國郡郷保庄村名号の事ハ余の天橋紀聞に委し

第二男女頭髪考

凡男女児始て生きたる子赤子といひ嬰児といふ
○和名類聚抄二卷老幼類部に赤子老子注云

○榮花物語 八卷四十 初花小、その日若宮の御

始てそ祀奉らせ給ふことせしむ小行幸の

後とてある也々々云云按寛弘五年九月十一

日中宮新子 上東 御産あつて 院降誕 同十七日

小御胎髮字そそがせられ七日目也此比

剃刀字用事や 針 髪ケの末ヒ字そそみ取

字そそぐといふ後世うぶそめといふ毛ケ剃

ともいひて剃刀カミもそそぐ剃作法ハカもおなじく初

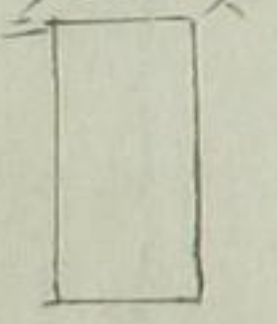
生の児男女とも七日目胎髮ウタゲ字はそそみ取

事也倭漢三十圖會 十二卷三丁左 小俗間児

生當初六日剃頂上髮ウヘ以與臍帶同收藏之始呼

稚名謂之髮垂之祝ウヘノイハヒとみゆ

○玉葉承元三年六月三日乃奈子今日小児有

剃髮事其儀先女房一條局抱児座  上余著

布衣剃始之三ハサニ。自前剃之也。其後女房剃之。其剃未キ紙置之也。其外無儀抑依不審引勘。舊記之處治承二年十二月二日安徳天皇 御誕生中山内府記云。早且以左兵衛尉則季取吉方水清水御洗入之。加入石三。小松山橋。麥門冬。芝等持。奈女房用無障人取之。置御前吉時午内大臣取加石三。小松山橋。麥門冬。芝等置御頂。奉向東方御頂御。

髮三度奉挾之以水紋御髮以麥門冬奉結其後御乳母大納言局禪門奉剃之以之案之頗不吉例歟。隨又余誕生之時無別義。只奉剃之三度後。女房剃之由見。故殿御記並女房二條殿御說也。御息所仍追彼例為之也。云云。按剃髮の作法の文小て察知一。俗ふぶぶつつといつるるふふおおななどどそそくくややをを鉸鉸刀

とてとらふ取事とて剃刀とて剃りたるありけ

○和名類聚抄に剃刀字僧坊具部十三に出一

鉸刀字容飾具部十四に出せり延喜玄蕃式一

卷十九 講師法服の条に剃髮刀子一枚とあり

丁右 空穂物語たづのむら鳥卅一歌に

むらぶ人さばかゆいさたえぬことのみ

そのをぶるあらせばくまんや多武峰少将物

語 群書類集四百八 小御とていふ字にけり

かうぞとて切たまひまけと云云

又え剃刀ハ法師の頭とる具鉸刀ハ容飾具也

るふていひふべし

おの時ぢいのとがけ上つ方一群とて残せる

胎毛字須々志呂といふ禮記内則に翦髮注

小髻所遺髮注三月翦髮所留不翦者注為髻注

いゑる、これちの、關東の方言ふら於也自毛とい、自々毛とい、波知便以といよるも。

○和名類聚抄、三卷、毛髮類部、文字集略云、髻、丁杲反、小兒翦髮所餘也、和名須々之呂云云。

○字鏡集、五卷、髻部、髻髻同、ス、シロ、ヤ、髻ミヅラ、ス、シロ云云。

○類聚名義抄、佛下本卷、髻部、髻、小兒垂髮、ス

ズシロ云云。

○節用集、寸部、支躰門、髻、ス、シロ、小兒翦殘髮也云云。

○和漢三才圖會、十二卷、ニ丁支體部、髮の条、

髻音朶、和名須々之呂、生三月、翦髮所留、不翦者、為髻所、其翦髮、以及長、為飾、謂之拂髻、示不忘生育、思也、親死三日、始脫之、云云。

○山家集異本上卷五

よしは心風子はしる咲花の人のうらさ
「ちりまれのぬる那」

蕨の薄ハ蕨乃叢生るまひし。

○江家次第十四卷丁右廿六后宮出車事条子或云
在五中将為嫁件后出家相構其後為生髮到陸
奥國向八十島求小野小町尸夜宿件島終夜有

聲曰秋風之吹仁付天毛阿那目阿那目後朝求
之髑髏目中有野蕨在五中将涕泣曰小野止波
不成薄生計里即斂葬云云按件后ハ二條后也
此說袋草子長明無名抄ハし見ゆ
草のほしる草の叢生たるまひし。

○釋日本紀十二卷二丁左攝津國風土記曰
云云牡鹿語其嫡云今夜夢吾背小雪零於山見

支キ又カ曰ヒ都ト須ス草ク生サ止シ多タ利リ見ミ支キ云云按草の一叢生
たる一ヒト生ナたうといふも。

○和名類聚抄廿卷二丁草類部ニ爾雅云草聚

生曰薄ハ新撰万葉集和歌云花薄其讀波奈須ハ辨

色立成云キ草ク和名上同今案キ音キ云云按草聚生

曰薄草盛也キ也キ也キ見唐韻キ云云按草聚生

訓キたるふてし其義おもひごとくす。

新見伊州の説
源公孫の巻

篠サ字須ス々キといひ野ノ篤ト美ミ篤トのノほホきキのノほホめ

新見伊州正路朝臣の説須々々今ノ熊クマ篠サ少シて

高山の巔タカ生ナる多タく熊クマ篠サちチ鈴スズ

懸衣カケ山伏行者ヤマブ大峰の熊クマ篠サをヲ分ワるルをヲ掛カ

公孫集五

篠の外生たるをみおろしといひ、吉野金峰を
 つもつてつらつら、余武藏の高尾山下、小佛峠で
 まく出ぬ間、此高山の頂、熊篠生たれをう
 事ある、又信は熊篠生る所、根好で栖ふ
 事あり、いふも、高山に生る篠さきごとふや
 あまもむ、然もど佐々須受ハ通音なまきハ
 何笹もあれ、總名を須々とも佐々とい

いふむはこもるがこ、次々も叢
 萩から菓のほ、ちるもも聚結たるまき毛
 の一叢も須々といふを、志呂を月代
 なむもおちり、志圍の内を指てい、
 稲田の縄代も苗を生、一圍の場の義か
 る、髪ハ深曾木のを、剪捨、
 あむむ、此胎毛を剪たぬ、魚紙た、

○萬葉集二卷 十八 石川女郎贈大伴宿祢宿奈

磨歌子。

古之姫爾為而也如此許戀爾將沉如手童兒
一云憲乎太尔忍金手武多和良波乃如

○同四卷 卅四 大伴坂上郎女怨恨長歌子。

幼婦常言雲知久手小童之哭耳泣管徘徊云
云。按手小童ハ男女兒一二歳の間髪字短くそ

誕生のめい。鳴るると胎動をさそふ

Handwritten notes in vertical columns, including the characters '胎動' (fetal movement) and '髪' (hair).

おは髪ハおやる髪のろ字省よこをばの通を
たる語たるべし。

○仲文集子蔵人子なるり一時衛門の内侍は櫛
字かつくかてり

弥ぶこころまかろしかなはねぐさこそ乃おど
ろの髪りたまごめてむいひの。按、弥ぶこころまの
こころのこころの寫誤ふや。

○後拾遺集卷廿俳諧歌。小大君。

そさそやおごろの髪まなろしけをこそうつね

秀こそそ枕ちね。按、家集群書類従二百七十四卷卅六丁右

を、四の句、後こそこそる秀こそそ。子他とあり。

○堀川百首、葵の歌。俊頼。

けふくれお志ごろまアゆけ山がけのおど

ろれ髪、あふひかろし。按、散木奇歌集二卷夫

木抄夏部一葵の条。たごふり載、夫木ふら果の句、阿

ふひはなたるま他とあり。

○蝉丸謡詞八丁。髪ハおどろまけりて髪髪。

も流ミカとこそろそくげふ送サカ髪髪のけうはる水

を鏡と夕浪の云云。按、おどろの髪ハ荆棘トゲこ
つとく、志どくなくおどろれたる白サカ子をい
詞カなり。

○宇治拾遺物語、二卷、二丁丹波國篠村平草生
事ノの条ニ、かハらハおハ髪カミなる法師ニとシの、二三
十人ヲをシりシ出来テ云云。

○古事談、三卷、玄賓僧都の事ノの条ニ、渡守ワタシモリヲ見

レバ首カシラオツガミト云程ニオヒタル法師云云。

○古今著聞集、十七卷、廿三丁左ニ髪カミおツ髪カミなる法
師一人ハたメなり云云。

○義経紀、二卷、廿五丁右ニ鬼一法眼ニの条ニ、常ニか
らシまシまシざレば、おツがみガりラまシおミた
るニ云云。

○今物語、群書類従四百八十三卷十三丁左ニ十七段ニ、法師ノのま

こころあやしげなるものうらハおづのみよ
生て紙衣のぼろぐとある打よる云云

○叢心集一巻四丁玄敏僧都遁世逐電事条に

此ころ守をえしころがらハおづのみといふ

ほどおれし法師の云云按おづ髪ハ今の散

切などいふ髪の魚ササおづゆ山岡俣明云類聚

考身躰源氏物語に明石の姫君去年よわおふ
部四

一のふ御ごととあれども三歳よりハ女子の髪

そより云云げは胎髪ウケゲ字生じて七日より

て後二歳よりあれ三歳より何と髪置の祝事

はるやぐも男女児といふおは髪散切カギや

うよそぐも手童タラハといふおはるも

三歳より今やそのおづ髪字をそぐ新髪

を生し髪置の祝事イセゴトより垂髪ウツラハより此儀式は潤あ

ふ年トシと小兒コウジ四歳ヨウジの年トシ字忌イムなり於ゆゑ二歳ニトシの年トシは行事オチワケあり。

○台記康治元年二月五日の条ニ、叅高陽院サミタカヨウイン垂シ菖蒲カハハ髪始置ハジメテ也云云。按、此時垂髪シカハハの儀式オチワケ字行オチ一トる也。菖蒲丸カハハを惡左府アクサフの子也。

○同年十一月廿二日の条ニ、叅宇サミウ縣小兒コウジ弟始ニトシ垂シ髪カハハ。明年ミナトシ閏月ニツキ明後年アカトシ四歳ヨウジ仍今年イマトシ有之アリ云云。

按、髪置カハハの祝事イヒマツルは閏月ニツキあり年トシと小兒コウジ四歳ヨウジの年トシ字忌イムなり也。

○同二年十二月三日の条ニ、今九イマク菖蒲丸カハハ弟ニトシ来キ垂シ髪カハハ始ハジメテ也。申刻ウラナヒ詣キ石清水イシナグサ云云。按、三歳ミトシ亦モ髪カハハ置シの祝事イヒマツルは、やぐり石清水イシナグサにまゝうでウデなす。

○同天養二年正月四日の条ニ、昌蒲カハハ表衣ウラキマ指貫サシマキ。垂シ髪カハハ云云。按、攝政殿セツテイテンの命ノミコトに依ヨて表衣ウラキマ指貫サシマキせし。

よ。下文小尺ゆ。昌蒲丸康治元年三歳小て髪置オキ一たハ今茲五歳トシもハ垂髪ウラハなりナ。

○同久安三年六月十一日乃条子為垂ウラし磨髪也云云。按、台記所見の髪置ハ、二月、十一月、十二月、六月也。これ玉海、簾中抄、やど乃説ふかたなり。

○山槐記、治承三年十二月九日の条子、今日東宮ニ令垂御髪給云云。正月垂髪ウラ有禪ニ仍令月被シ。

行也云云。按、正月垂髪ウラの祝事イム字忌イムより也。

○吾妻鏡、島津家本卷四 仁治二年六月十七日

の条子、若君、御前御生髪也。武州著布衣、令レ参仕給。毛利藏人恭元、左衛門、大夫定範以下、父母兼備、諸大夫侍候、所役師貞朝、臣基綱等奉行之。每事不被召付、雜掌為將軍家御沙汰、殊及結構之義云云。按、若君は頼經の御子頼嗣也。此時三歳

セウハツ

カミオキ
カミオキ

来

カミオキ
カミオキ

少く生髪カミオキの祝義あり。かゝる生髪ハ髪置也カミオキ。雑掌ハ臣下饗膳酒肴ツクを奉る。

字ハ所謂御馳走役カミオキの事カミオキなり。カミオキ

○康富記寶徳元年十一月廿二日の条ハ大學子息龜若三歳カミオキ髪置袴着之祝也云云。

○蟬川親元日記寛政六年十一月十日の条ハ姫君様一兩日中可有御髪置御祝云云。被送水

来

来

○和長記延徳四年十一月廿八日の条ハ今日聊有祝事三歳小兒髪置也。自藤中室家被送水干テ仍テ此次遂著袴之祝。自御局同被送綿帽子ヲ烏丸聞此祝事送一荷三種ヲ所々息患且成壽福之感尤酩酊云云。

○當時年中行事下卷ハ二歳の暮髪置あり。霜月志ハ其の内日時勘文次第日ヲを定む云云。細注ハ世俗ハ額カミオキ字カミオキナク見二人字カミオキナク

といふ説あれど次々誕生の宮あれば二歳よ
 り内ふて髪置有也云云。按當時年中行事の説
 は、古代とたがひ事あるを以て三歳髪置の所
 見は、おむねのれ、やゝふよふなれど引出比。
 今俗、男女児三歳髪置と稱し、男児五歳著
 袴、女兒七歳著帯脱と稱して祝事行はる。古の
 髪置著袴深曾木フカソノキ字やわびてのこゝやなるべし元

服次第

大諸礼集 本四丁右

ゆる袴著の事大形七歳より

有之る。但五の歳ふくむるをわら心得る

一云云と云ふて男児五歳女兒七歳と差別あ

る事あり。同書五丁右髪置の事、男子

女子共に三歳といふ年有べし。月ハ霜月十五

日良辰をえびんて祝言有べし。大形如此也。

但又時宜トキヨシよりよむるをくむ箱の蓋フタ子コ櫛シ鉸カサ

木屑夕集五
刃元結水引綿伸鮑一ふて添て出まじり。
髪置といふ事ハ少きものを玉女の方へ向て。
髪置の親をさしてたゞ男子をバ左の鬢をさして
三鉸をさしてみね右を三鉸中の美目を三鉸以上
九鉸をさしてみね也綿をのびて額より後へ長く
掛て其下は伸一房綿を添て根を元結を帯
なまの如く男結ふておく也とある。

その月を二四六八十一十二の六箇月を吉日
吉日ハ簾中抄拾芥抄にさしてある。

○玉海文治元年十月七日の条に誕生之小児
等垂髮事禁忌月陰陽等申状非一仍問遣在宣
之許。當道數輩之中器量拔群之上。申云正三五
七十。已上六箇月二四六八十一十二。已上六箇月仍
来月可垂髮云云。他人廣基申云十月不忌之十
晴光。

一月忌之他同在寅月前但晴光云或說不忌霜月云云
 因茲問在宣之處申旨如此仍可用此說先年姐
 君誕生之時在憲朝且所申同在宣說之故也云
 云按誕生之小兒等垂髮夏禁忌月とあるは據
 胎髮剃の時乃事といふことゆゑと髪置の禁
 忌の月ふて他説いおなぐれば三歳の時の
 事と定むべし。

○簾中抄日次部よかみそよ月日二月四月六
 月十一月十二月より丑寅午の日より酉の日
 より又か一水金木より水と水木と木土
 と土金と金火と火これらとより水と木
 と火と土とみづのえみづのえ日の一木
 木を成りし也是より字申心得べし春
 ハ甲乙秋ハ庚辛冬ハ壬癸これ字用べし

日。天一天上土用のほごかん日。戌の日月殺収
日除日土公入程くえ日。此日ごもこよみよん
えたり。又道虚日いむ。十二日。十八日。廿四日。
卅日。これらなり。

○拾芥抄下末卷四十一諸事吉凶部子髮曾木日

事。又以甲戌凡酉丑日為吉。又乙卯巳用之。又常
以午日用之。春必用午日云云。二月。四月。十一月。

新

用之。他月不可用之。又常以戌己并返木若甲乙返土用
之云云。是極秘說口傳也。返云八十二直在。上吉
土木火土金水也。
日。戊己庚辛寅辰午酉午日。満日。戌與土。戊與木。
庚與金。吉也。中吉。甲乙壬癸己戌定。戌日。開日。甲
與木。壬與水。吉也。忌日。丙丁卯未申亥子。除執破
危。收閉建等日。甲與水。甲與火。忌之。凡丙丁忌之。
伐日。天一天上土公入井道虚立用忌之云云。

然^サ垂^ス髮^{ハフ}の躰^{サマ}字和良波^{ワラハ}といふ。

○新撰字鏡人部^ニ僮^{トウ}太公徒冬^{トウ}二反^ニ平使^{ヘイ}也^也謂^{イフ}後使^{コト}也^也未^ミ冠^{カウ}人^ニ衆^{シユ}庶^シ也^也癡^チ也^也僕^{ヘク}也^也穎^{エイ}也^也從^ス也^也云云^云和良波^{ワラハ}云云^云同^{トウ}女^メ部^ニ媿^{ケイ}五^ゴ愁^{シュ}反^ニ發^{ハツ}也^也和良波^{ワラハ}云云^云

○和名類聚抄^ニ宝生院^{ホウセイイン}本^ニ人倫^ニ部^ニ男女類^ニの条^ニ禮記^ニ注^ニ云^ク童^{トウ}徒^{トウ}紅^{コウ}反^ニ和^ワ良^{リョウ}波^ハ未^ミ冠^{カウ}之^ノ稱^ニ也^也云云^云

○萬葉集^ニ七^ノ卷^ニ丁^ニ左^ニ旋頭^{セントウ}歌^ノ子^ノ

此^{コノ}岡草^{オカクサ}荊^{トウ}小子^{コウシ}然^{シカド}荊^{トウ}有^{アリ}乍^ト君^{キミ}来^キ座^マ御^ミ馬^{ウマ}草^{クサ}為^ニ按^ニ

小子^{コウシ}ハ決^{キツ}了^{リョウ}和良波^{ワラハ}といふ證^シといふ志^シを^ヲけれど^ト志^シが^ハく^ク舊訓^{キウクン}に從^スて^テ擧^ケぐ^ク

○同十六^ニ卷^ニ丁^ニ左^ニ竹取翁^{タケノト}長歌^{チカウタ}子^ノ童子^{コウジ}蚊^カ見^ミ庭^{ニハ}結^{ムス}

幡^{フタ}之^ノ袂^{タビ}著^{ツケ}衣服^{イフク}我^ガ矣^ヤ云云^云按^ニ舊訓^ニに童子^{コウジ}字^ノ宇奈^{ウナ}為^ニとよみん^トる^ルハ誤^ト也^也といハ竹取^{タケノト}の生^ナじ^ル時^{トキ}也^也

童形子なるやぐの事字いひたれど、宇奈為
といふ處より、此字童見の髮のヤ、ま
字よめる子童見丹成見とある子、近世古學者
流の説ふ、和良波余那之見と點直せり、
誤也。舊訓子從つより、末よりいひたれど、

○同卷 丁右 平群朝臣噺歌子。

小兒等草者勿苺八穗蓼乎穗積乃阿曾我腋

草乎可礼。

○同十八卷 丁右 大伴宿禰家持賀陸奥國出金

詔書長歌子老人毛女童兒毛之我願心太良比
余撫賜治賜婆許已乎之母安夜余多敷刀美宇
礼之家久伊余與於母比互云云。按老人毛女童
兒毛を舊訓子女乃和良波毛と訓たれど、ハ
微弱の者を並云る處たれど、於以比止毛乎美

ワラベ云云。按、和名抄に據たる訓なまご。

○土左日記群書類従本 廿二日の条に、年トシこの

はをりまをるをのわらを、年トシよまハをさめく

ぞある。このわらを船フネなまごまふく。山ヤマりゆく

とえゆるはなとて、あや一まこと歌字ウタジがよめる。

らぬてり、毎ツネニまてふればあひの山ヤマい

ゆるまはたは志ココロうけや、こぞふつ歌ウタ字ジ成ナリたる

わらひのことまそ、ハ似ニはるは、云云。按、九歳クサシ

をうわの男ヲシ童トモとあるまおまづ、いまイマが片カタ

生ナまて、うるは、まきマキ總角ソウカクふとあまらばまや。

○夫木抄、卅二卷、雜十四弓の条に、たつぶと歌

とてよみ侍サマわらぬ、西行上人。

まのマノまを、荳マメろと、男ヲシの童トモ額カシ烏帽カシ子の

ほホがなると、ハ按、男ヲシ童トモの所見、古書コショよおむる

物語草子（抄）の
見
た
る
ハ
枚

舉（ト）ま
遑（ト）ち
なり
和名類聚抄
以呂波字類抄
の
所見
と
前（ト）の
男（ト）童（ト）の
条（ト）を
引出

葉ハ介ニ置オケル有シラ白露ツユ

和ワ々ケ氣キ

○萬葉集五卷

右 卅 丁 貧窮問答歌子。

綿ワタ毛モ奈ナ伎キ布フ可カ多タ衣イ乃ノ美ミ留ル乃ノ其キ等ト和ワ々ケ氣キ佐サ

我ガ礼レ流ル可カ々ケ布フ能ノ尾ミ肩カ介ニ打チ懸カ云ク云ク按ス々ケ布フ

肩カ衣ミの和ワ賀カ海ウミ藻ノ如ノ破ヤ々ケ亂シ々ケ水ミ松ル

字ジ水ミ松ルのノ々ケ々ケ下サ々ケとト々ケとト々ケ々ケ々ケ

Faint handwritten text in a rectangular frame, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

小コ々ケ々ケのノ々ケ々ケ同物也但レ々ケ々ケ有ル

の公屋外集五

はこもれ草や云云。按、こもれ草のわらわと。
なまよのりり亂とたる魚字のこもるやう。萬葉
の秋萩の末こもるをよおける白露といふを
た萩の葉末のこもるくと乱と垂たる魚やう。
稻の藁とおちる心やまづ。

かぞみれ物のなよくと乱と垂たるふりし詞
ちや、これとめやうとよいハ男女童の前髪マエガミの

下^{サガ}了^バ端^メの目^メ字^{サス}刺^{サス}をのりよえゆれをなやう。

○催馬樂、呂歌、竹河は太人加波乃波之乃川女
名留也波之乃川女名留也波名曾乃余波礼波
名曾乃余和礼乎波波名天也和礼乎波波奈天
也女左之太久戸天。按、此歌夫木抄雜六源氏河
海抄竹川なまよふれ出たう源氏物語の竹川の卷
、此歌よよるこもれ名付たれやう。梁塵愚案抄の

注ハ、取捨ありて偏ふる用ざる。歌意ハ、竹川の橋爪ちる花園に、我字少女はくも放許して遊むをよとわづるなり。

○神樂歌、朝倉或本の本歌に、安佐久良也乎女乃美奈止仁安比支世波多万乃女左之仁安比幾安比仁計利。按、此歌夫木抄雑七、湊部より出たり。梁塵思案抄に、めやうと古今歌に、めやうとぬら

もな沖オキの波ナミといふは、おのの童オトなめやうといふは、海藻ウミノホなめやうといふは、延ヒキ少女メウメ也。玉タマハちえたる詞也。と注せり。それと海藻なめと刺取サシトルゆゑ、海藻刺サシといふ説ハ、誤也。

○風俗歌、小由流コユル支シ古コ与ヨ呂木ロギ乃ノ以イ曾ソウ太タイ千チ奈ナ良ラ之シ以イ曾ソウ奈ナ良ラ之シ難ナ津ツ牟ム女メ佐サ之シ奴ヌ良ラ須ス那ナ於オ木キ介ケ遠エン礼レイ乎ハ礼レイ奈ナ美ミ也。按、古今集廿卷、東歌相須那於木介遠礼乎礼奈美也。

摸歌子

こよろの儀立ちの儀菜つむめざりぬ
波もれ沖はなれ波と有ハ則此歌なり

○夫木抄廿五卷、雜七、濱部、題不知、袖中、よみ
人志るに

そのなまは名そのはな見ひろふあるは
めざりのおきなるとせバ、按、袖中抄二卷、いそ

なほむ免ぎの糸は、これに或物語の歌と
い

○袂衣草子、三、上卷、活字本、めざりなる御

しとせちまかきやまて、あそびむつれぬよ
ぞうに涙はなれなう、うち笑をれなう

あふよ云云、按、若宮三歳の時の御まのさや
なう、鬼児ふなめざりと、事知る、契冲法

身
事

師曰古今餘林抄廿 狭衣よ、めざーたるはど

な。せちまかまやゆは、あそびむつれまふとこ

くぬい、いよは兒の額髪ヒタシカの末ヒタりつよせ、この

て目メなやんをるも短ミダまといつとバ、此心ココロよ童子

部ナツケなめざーと名付たる欵枕草子よ、居イまそま

たるちどの、目メは髪カミのおひひる成なりりたは

て、おろさぶま、物モノちをスるは、はとこれ

め

こざーといさね、狭衣ヒタシよおち、云云枕草子

も春曙抄八うはくはは物モノの段タビよ、えたる語コト

也。居イまそま、さるさるると、さるさるる居イの髪カミの体カラダよた

一ヒトなる、古代コノコトの居イ入道ニラダウの躰カラダ髪カミよ肩カダの

ふく切キるる、髪カミのやうよう下サテた

つ。

○袖中抄スソノナカノサシ二ニ巻マキいさねいさねめざーの条ジョウ、

こよろの磯たぢちち〜 磯菜つむめせ〜
ぬるな仲子るれ波顯昭云めせ〜と女の子
らは一也それの磯子生たる和布字小刀とせ
一切とも聚る也伊勢國の住人乃志摩國へ
久し〜通ひ傳る〜のやう〜の事
ふらあ〜とぞおぢん傳る或物語云

紀伊國の名草の濱に貝拾ふ蟹のめぢり乃

おぢちちちせぞ此歌もいそなはむうなぢち
そのこ心得られたら、教長卿云めせ〜と女の
わらさぶ也かく磯菜つむめせのわらさぶめ
沖に居る波と云也めせ〜といふゆゑに釋せ
られぬ人といふと傳るも當たりぬら
は磯菜摘納物を濡る水もいづ〜と
ほえに又考古神樂朝倉本歌云

あさくらやを免の湊に網引せる玉のめや
よあびきあひよらめ。是れある人ときくとた
る。玉ハほむる詞也云云。按。色葉和難集。九卷。歌
林良材集。上卷九。藻鹽草。十七卷。歌林樸橄。廿三
十一段。わどの説もさういふやうだ。

○新撰字鏡。髡部。鬣。牛勞。反。大也。髮也。目佐志
云云。

○類聚名義抄。佛下。奉卷。髡部。鬣音教。メガシ
云云。まゝ。髡。徒彫。反。鬣同。モトバリ。メガシ云云。
まゝ。鬣音毛。メガシ云云。按。此外めやの所見
おちりれど略之め。たハ童男女の前髪こがみの顔かほ
ふ。まごりて。目メ字刺サスをのりよ。又ゆるゆる急の名
ちり。催馬樂。神樂。又ち袖中抄の名草の濱乃歌
わど考。女メノコ童の十一二歳じゅういちにさいをのりよ。をやいひ

ぬの髪ガミ

けむ。今少一をさかしく色氣イロキ又ゆまユマくれは
ゆのユノくクおオもモづヅまマあアらラびビさサるル男ヲ童コハハ
歳ツキを過スてスよヨまマやヤらラ垂ツラハ髪ハのノぢヂてテ總ソウ角カクの
しシまれマレふフらラなナ垂ツラハ髪ハやヤまマ有アらラばバ多タくクも
十一二歳のめメざザーーはハ女メ童コのノいイふフたタまマごゴーー

○和名類聚抄宝生院本毛髪類部モガミ唐韻云髻カミ

音拂ナゲ沼ヌ加カ々々美ミ額前ガク髪カミ也

○字鏡集五卷髻部カミ髻音拂ナゲ又カババニ云云ニ
た同異部ニ髻カミ又カババニ云云ニ

ひヒ髪カミ

○萬葉集十一卷十二丁左ニ

肥人額ヒト髪カミ結ユヰ在ニ漆木綿シメ染シメ心ココロ我ワ忘ワスレ哉ヤ

○頼政家集下卷十九丁右ニ

妹なまうハ額ヒタヒの髪字ヒタヒやうかろく傳ふ涙を
玉とぬりませし。

○新撰六帖五十九髮の歌。知家。

ふらふらくる額の髪片みぢれこくた
のむらぐまのくまこりれ。

○源氏物語帚木湖月抄本
十三丁右みばうらむい

髪字のれとくろてあへぬくみかろくたれが

云云。按これハ或女房の居まゐりなつて後悔せる

ように書たる所也。垂たりなれば額髪有あり也。

○同葵十一丁左いほきよ人もむすい髪ハけ

短くくがあはる云云。按いほきハ髪のい

とわがれたる。此外葵一處。槿一處。若菜上の

一處。柏木一處。夕霧一處。總角一處。東屋一

一處。みゆ。

○狭衣一上卷 活板本、廿四丁右 二、ひびくしの髪のゆる

く、と、う、が、さ、か、ま、の、う、さ、ま、さ、さ、や、う、う、

そ、ひ、う、引、こ、い、ま、こ、ち、う、た、な、り、た

る、も、その、そ、れ、を、急、い、ま、せ、ま、の、だ、ま、お、い

け、む、と、ま、ん、ご、お、せ、を、お、お、の、う、た、ま、

と、あ、ま、ま、か、も、お、う、う、ア、ま、ま、云、云、按、三、

上卷、三下卷、四上卷、四下卷、など、ふ、と、あ、ゆ、此、外

物語草子類、何、ま、う、だ、ら、び、所、見、お、か、り、れ、ご、せ、

ま、ご、は、え、う、か、れ、ば、引、出、は、

は、男子ヲコも、女房メヤウも、尻シラも、童ワカも、い、ふ、稱、な、あ、

男子ヲコは、總髪ムサヒか、れ、額カシも、こ、の、髪カミも、ハ、然、い、つ、ご、

尻シラハ、う、は、頭カシ剃、た、る、ふ、ま、い、を、け、垂、髪シカミの、や、う、な

ふ、ハ、女房メヤウの、額カシの、こ、く、切、る、め、れ、ご、免、せ、の、ま、ま

よ、似、て、そ、う、と、ま、り、短、は、額、髪、あ、め、る、也、三、歳、よ

了五歲イッまぐの間ト。年トシ字サダ定めル。深フカ曾ツギ木キあり。そ
既スまラたハる垂ツラ髪カミ字ナリ再マタ深フカくスてシ生ナし直ナ行ヨ
息イ子コとシるル形カタ子コ。

○管見記、永享十年十一月廿二日の条ニ。武家、
若君ニ五歲イッ深フカ髪カミ并ニ著袴チカラコ之祝イハレ著シ之儀カタギ有ア之云云。按、
慶雲院義勝、永享六年二月九日誕生、今年五歲
小コ深フカ翦カミ一ヒト著袴チカラコセシるル形カタ子コ。

○同書、同年同月廿八日の条ニ。息女イメメ三歲サン有ア魚イサ
味アジ并ニ深フカ髪カミ更マタ云云。按、女兒三歲イメメまラ魚イサ味アジ並ニ深フカ翦カミ
の祝事有ア一ヒト也。深フカ曾ツギ木キはハ以前イマ子コ髪カミ置オキしテ
垂ツラ髪カミまラたハるル形カタ子コ再マタ翦カミ直ナ行ヨ事コトとシえルゆ。
○同書、同十二年十二月廿日の条ニ。息女イメメ三歲サン
有ア魚イサ味アジ并ニ深フカ髪カミ更マタ云云。
○二水記、永正十八年十二月廿一日の条ニ。傳

公屋小集五

卷四 雜記 卷四

行樂

行樂



